

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 水道建設課

不利益処分の内容	給水装置工事事業者の指定の取消し
根拠法令等及び条項	栃木市指定給水装置工事事業者規程第10条
根拠条項	栃木市指定給水装置工事事業者規程第10条
参考事項	
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 元年10月 1日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市指定給水装置工事事業者規程抜粋</p> <p>第10条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。</p> <p>(2) 第5条各号に適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(4) 第14条各項の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 第15条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>(6) 第18条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。</p> <p>(7) 第19条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>(8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。</p>